

「廃棄物に起因する管理不全状態」 にある空き地等とは？

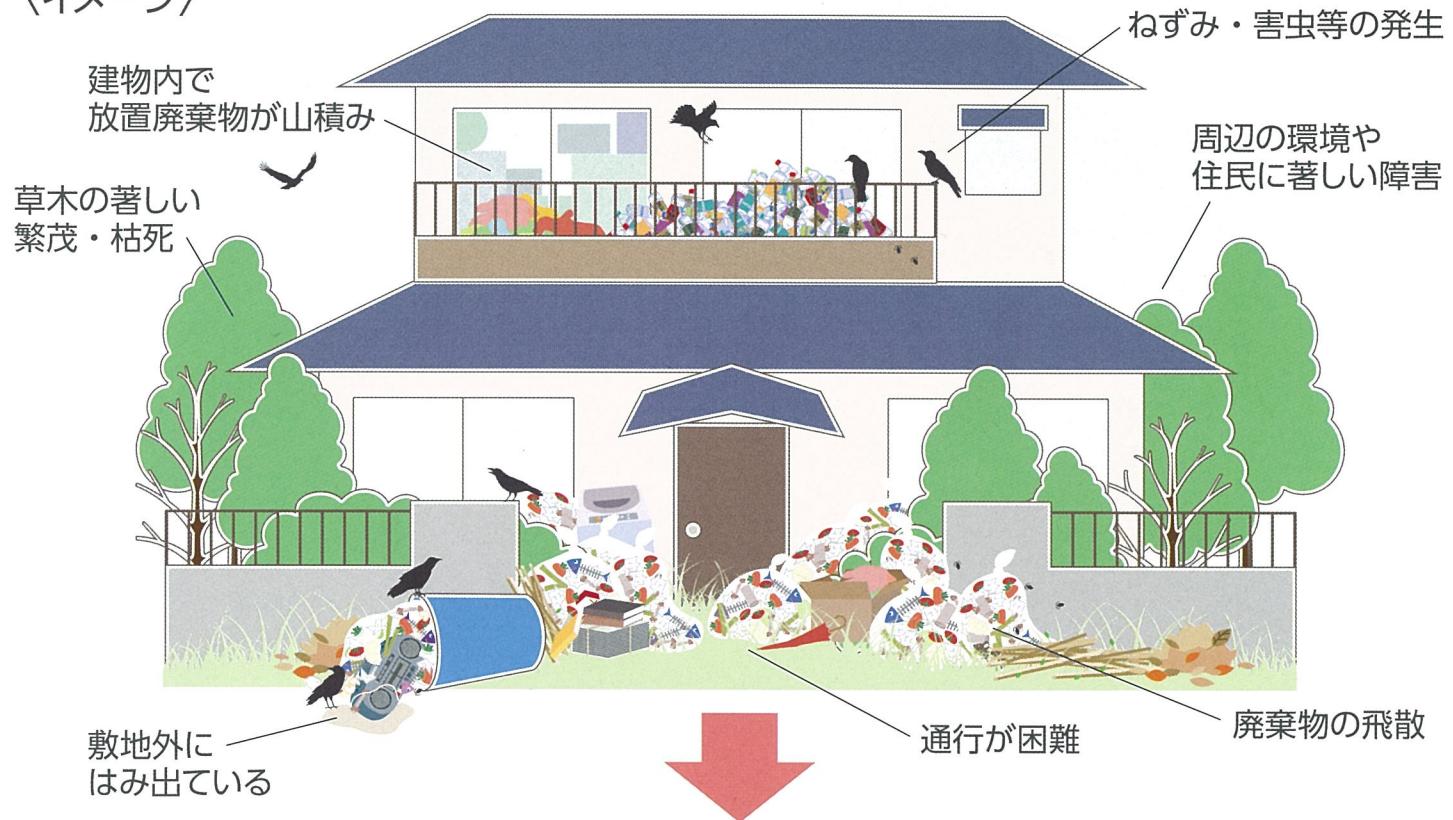
「空き地等」とは

- ・空き地
- ・空き家以外の建築物とその敷地

条例では、空き地等が、次のいずれかの状態にある場合を「廃棄物に起因する管理不全状態」にある空き地等といいます。

- ① みだりに放置された廃棄物に起因して火災を発生させ、または放置廃棄物が飛散するおそれがある状態
- ② 放置廃棄物に起因する悪臭、ねずみ、害虫等の発生または草木の著しい繁茂もしくは枯死により、周辺住民の生活環境に著しい障害を及ぼし、または及ぼすおそれがある状態

〈イメージ〉



「廃棄物に起因する管理不全状態」を放置すると・・・

条例の措置

区が所有者等に対して改善を求めるほか、区長が「廃棄物に起因する管理不全状態」にあると認める空き地等については、必要な措置をとる場合があります。

